

INY India Newsletter

2025/8/19 No.23

CONTETNS

- 1 はじめに
- 2 ウェビナーのご案内
- 3 インドにおけるプラスチック 廃棄物規制について
- 4 2025 年7月の主な法律・規則、 ガイドライン等の改正・制定情

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、7月の法律・規則等の改正・制定情報とインドにおけるプラスチック廃棄物規制についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

ウェビナーのご案内

ウェビナーの開催についてご案内いたします。

インド事務所の松下智宗弁護士(日本)及びMedhiyaa Ramesh弁護士(インド)が、インド進出をご検討中の日本企業様向けにインド法務ウェビナーを行います。

インドに進出する際のポイントについてインドの法令に基づき説明いたします。

参加は無料となっておりますので、奮ってお申込みください。

本ウェビナーがインドへの進出を検討中の日系企業様のビジネスに少しでも貢献できれば幸甚です。

【日程】

日時:2025年9月3日(水)

12時30分~13時30分(インド時間)、16時~17時(日本時間)

※申込締切は2025年8月27日(水)までとなっております。

開催方法:オンライン(Zoom)

参加費:無料

申込につきましては、下記URLからお申込みください。

 $\underline{\text{https://docs. google. com/forms/d/e/1FAIpQLSeW7LuWW_Yzun66i1evLz0e1d6S3aqznHsm5_Deap9YBT0N5A/viewform}. \\ \underline{\text{Pusp=preview}}$

TNY Services India Newsletter No. 23

インドでは、廃棄物等から環境を保護するための政策の一環として、プラスチック廃棄物に関し一定の 規制を設けています。

プラスチック廃棄物に関しては、1986年環境(保護)法(Environment (Protection)Act, 1986)に 基づき2016年プラスチック廃棄物管理規則 (Plastic Waste Management Rules, 2016) が制定され、その 後複数回にわたって規則の改正が行われてきました。

以下では、インドにおけるプラスチック廃棄物規制の概要をご紹介いたします。

1. プラスチック廃棄物管理規則の概要

プラスチック廃棄物管理規則の主な内容及び改正は以下のとおりです。

(1) 2016年プラスチック廃棄物管理規則(以下「2016年規則」といいます)

2016年規則では、廃棄物排出者に、プラスチック廃棄物の発生を最小限に抑え、プラスチック廃棄物の分別等を行うことを義務付けています(8条)。

また、リサイクル不可能な多層プラスチックを2年以内に廃止することが掲げられました(9条(3))。 さらに、同規則から後述の拡大生産者責任(EPR)も導入されました。

(2) 2018年改正

2018年改正では、2016年規則で2年以内に禁止されることとなった「リサイクル不可能な多層プラスチック」を「リサイクルできない、エネルギー回収できない、又は代替用途がない多層プラスチック」に置き換える等の改正が行われました。

(3) 2021年改正

2021年改正では、ポリスチレン及び発泡スチロールを含む、一定のプラスチック製品の製造、輸入、 保管、流通、販売及び仕様の禁止等が新たに定められました。

対象となるプラスチック製品は、以下のとおりです。

- (a) プラスチックスティック付きイヤホン、風船用プラスチックスティック、プラスチックフラッグ、キャンディスティック、アイスクリームスティック、装飾用ポリスチレン
- (b) 皿、カップ、グラス、フォーク、スプーン、ナイフ、ストロー、トレイなどのカトラリー、菓子箱、招待状、タバコの箱を包む包装フィルム、100ミクロン未満のプラスチック製又はPVC製のバナー、マドラー

(3) 2022年改正

2022年改正では新たに、プラスチック製包装に関する拡大生産者責任に関するガイドライン(以下、「EPRガイドライン」といいます)が定められました。

3. EPRガイドラインの概要

拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility。EPR)とは、生産者が、製品の生産や使用の段階だけでなく、廃棄、リサイクル、処分等にも一定の責任を負うという考え方を指し、2016年規則では「製品の寿命が尽きるまで、環境に配慮した製品の管理を行う生産者の責任」と定義されています(3条(h))。

EPRガイドラインはプラスチック包装のリサイクルや再利用について、生産者、輸入者、ブランド・オーナー、プラスチック廃棄物処理者等に対し、達成すべき目標値を定めています(EPRスキーム7条)。対象者が当該目標値を達成することができなかった場合には、環境補償金(Environmental Compensation)が課されます(EPRスキーム9.1条)。この点、目標値の不達部分は翌年度に繰り越すことができ、3年以内に目標を達成できれば、環境補償金を受けることができます(EPRスキーム9.5条)。

2025年7月に発出された主な法令やガイドライン等の情報(7月1日~7月 31日)

| Issue Date | Title | Issuing Ministry |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| July 3 | Amendment to Companies (Listing of equity shares in permissible jurisdictions) Amendment Rules, 2025. | Ministry of Corporate Affairs |
| July 7 | Amendment to the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014. | Ministry of Corporate Affairs |
| July 11 | Master Circular for ESG Rating Providers (ERPs) | Securities and Exchange Board of India |
| July 11 | Master Circular for Credit Rating Agencies | Securities and Exchange Board of India |
| July 11 | Master Circular for listing obligations and disclosure requirements for non- convertible securities, securitized debt instruments and/ or Commercial paper | Securities and Exchange Board of India |
| July 11 | Master Circular for Real Estate Investment Trusts (REITs) | Securities and Exchange Board of India |
| July 02 | Reserve Bank of India (Pre-payment Charges on Loans) Directions, 2025 | Reserve Bank of India |
| July 29 | Reserve Bank of India (Investment in AIF) Directions, 2025 | Reserve Bank of India |

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✔ 株式譲渡手続きをしたい
- ✔ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい

- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✔ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✔ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就 業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

デリーのコンノート・プレースには、イギリスのロックバンド「ビートルズ」のメンバーがシタールを購入した楽器店があります。

シタールは、インドの伝統的楽器で独特の音色が 魅力的です。

ノルウェーの森等の曲でシタールが使われてます。



本稿は、2025年8月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: https://india.tny-legal.com